

令和7年6月審査会だより

保険請求時のポイントをお知らせしています。返戻等があることがございます。

1. 次の傷病名が併存する場合の機能性ディスペプシアに対するアコチアミド塩酸塩水和物錠（アコファイド錠）の算定は、原則として認められない。
(1)胃・十二指腸潰瘍 (2)胃癌 (3)胃癌術後（全摘）
2. 腎性貧血の原因となる傷病名の記載がない「腎性貧血」に対する HIF-PH 阻害剤（ダーブロック錠等）の算定は、原則として認められない。
3. 逆流性食道炎に対するプロトンポンプ・インヒビターの屯服としての算定は、原則として認められない。
4. ①高脂血症又は脂質異常症の分類時における下記の検査の算定については、原則として認められる。
(1)リポ蛋白分画 (2)リポ蛋白分画（PAG ディスク電気泳動法）
(3)リポ蛋白分画（HPLC 法）
②単なる狭心症又は心筋梗塞に対する以下の検査の算定については、原則として認められない。
(1)リポ蛋白分画 (2)リポ蛋白分画（PAG ディスク電気泳動法）
(3)リポ蛋白分画（HPLC 法）
5. 次の傷病名に対する肺気量分画測定、フローボリュームカーブの算定は、原則として認められる。
(1)気管支喘息（疑い含む） (2)咳喘息（疑い含む）
(3)慢性閉塞性肺疾患（疑い含む）
6. HBs 抗原、HBs 抗体及び HBc 抗体半定量・定量の算定は、B 型肝炎等の病名がない場合であっても、免疫抑制剤の投与や化学療法を行う前であることが、薬剤の投薬や悪性腫瘍等の傷病名等によりレセプト上判断できる患者に対して、B 型肝炎の再活性化を考慮する場合であれば、原則として認められる。
7. B 型慢性肝炎に対する抗ウイルス薬による治療中の HBs 抗体の算定については、原則として認められない。

8. 慢性腎臓病ステージ G3a（確定診断）におけるシスタチン C の算定については、原則として認められる。
9. IgA 腎症に対するアルブミン定量（尿）の算定は、原則として認められない。
10. 慢性腎不全に対する副甲状腺ホルモン（PTH）の算定は、原則として認められない。